

(会議録と一部異なる部分があります。)
令和元年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和元年5月7日午前9時00分、第2回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典		
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

[第1号]

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号

議長の選挙

[第1号の追加1]

日程第1 選挙第2号

副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 諸般の報告

日程第6 行政報告

- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 承認第 1 号
専決処分の承認について
- 日程第 10 承認第 2 号
専決処分の承認について
- 日程第 11 承認第 3 号
専決処分の承認について
- 日程第 12 承認第 4 号
専決処分の承認について
- 日程第 13 議案第 4 6 号
令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）
〔第 1 号の追加 2〕
- 日程第 14 選挙第 3 号
東三河広域連合議会議員の選挙
(追加)
- 日程第 15 選挙第 4 号
北設広域事務組合議会議員の選挙
(追加)
- 日程第 16 同意第 3 号
設楽町監査委員の選任について
(追加)
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

事務局長 おはようございます。議会事務局長の佐々木です。本臨時会は、一般選挙後の初めての議会、また、元号が「令和」になって初めての議会であります。なお、本日は澤田企画ダム対策課長ですが、体調不良により欠席の申出がありましたので、よろしく願いいたします。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の山口伸彦議員を御紹介します。山口議員、議長席へお願いいたします。

(山口議員、議長席へ)

臨時議長 (山口) おはようございます。ただいま御紹介をいただきました山口伸彦でございます。地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長者ということでありますので、臨時に議長の職務を行います。よろしく願い

いたします。着座してやらしていただきます。この度、設楽町議会議員選挙に当選されました皆様に、本日が初議会であります。会議に先立ちまして自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしの声をいただきましたので、それではただいまから自己紹介を、議席第1番の議員から順次お願いをいたします。

(各議員自己紹介)

臨時議長 それでは、ただいまから令和元年第2回設楽町議会臨時会を開会いたします。これから本日の議会を開きます。

臨時議長 日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。当選回数若い順に1番から、当選回数は旧町村時も含み、複数人いる場合は年齢の若い順としてございます。

臨時議長 日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙の方法について、議会事務局長より説明をさせます。

事務局長 それでは、選挙の方法と手続きについて説明いたします。議会の選挙は、公職選挙法の一部が準用されます。議長の選挙は、地方自治法第103条の規定により行われるもので、選挙の方法については、同法第118条に規定されており、投票による方法と、指名推選の方法があります。また、設楽町議会会議規則第4章にその手続きが規定されており、これに従うこととなります。それではまず、投票の方法について説明いたします。投票は単記無記名です。当選人の決定のための得票数は、有効投票数、今回は12人ですので12票、を選挙する者の数、議長1人ですので1、で除して得た数の4分の1以上、つまり3以上とされており、本日は12人全員出席ですので、すべてが有効投票であれば3票以上の得票が必要となります。同数のときは、「くじ」により当選人を決定することとなります。また、法定得票数に満たないとき、または、当選人が辞退されたときは再選挙となります。

次に、指名推薦の方法について説明します。議長の発議、あるいは議員の動議により行うことができます。この指名推選が成立するためには、議員全員が指名推選方法に異議がないとき、指名人について議員全員、異議がないとき、被指名人、当選人ですが、について議員全員異議がないときに成立いたします。異議がある場合は、その時点で投票による方法に変更することとなります。以上です。

臨時議長 お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時09分

再開 午前9時14分

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。「議長の選挙」を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場を閉める〕

臨時議長 ただいまの出席議員数は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番七原剛君、2番原田直幸君を指名します。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

臨時議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

臨時委員長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長 ただいまから投票します。1番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番七原剛君及び2番原田直幸君。開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長 選挙の結果を報告いたします。松下好延君10票、金田文子君1票、田中邦利君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。法定得票数、議員の定数、選挙区がないときは議員の定数、をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票であります。したがって松下好延君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

臨時議長 松下好延君がここにいますので告知をいたします。これで議事進行を議長に交代いたします。御協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いをいたします。

〔臨時議長自席へ戻る。議長着席〕

議長 それでは、議長就任にあたり一言御挨拶を申し上げたいと思います。皆様の推挙により議長に選ばれましたことを、大変に光栄に存じますとともに、この先の町の将来を考えますと、その重責を痛感しております。申し上げるもなく、自己の議員活動としては自己の研鑽に努め、また議会活動につきましては議員の資質向上に役立つよう、微力ながら尽くしてまいりたいと思っております。議員各位の皆様方の御協力と御支援のほどをよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 令和元年第2回設楽町議会臨時会日程第1号の追加1を配布しております。その日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

お諮りします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時25分

議長 大変、失礼をいたしました。先ほどに続きまして、日程第1、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。お諮りします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時25分

再開 午前9時29分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第1、「副議長の選挙」を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場を閉める]

議長 ただいまの出席議員数は、12名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番七原剛君と2番原田直幸君を指名いたします。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

[投票用紙の配布]

議長 投票用紙漏れはありませんか

(なし)

議長 配布漏れなしと認めます。ただいまから投票します。1番から順番に投票願います。

[投票]

議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番七原剛君と2番原田直幸君。開票の立会いをお願いをいたします。

[開票]

議長 得票総数12票、無効投票0票です。有効投票のうち高森陽一郎君12票、すみません。手違いが多くて申し訳ありませんが、選挙結果をもう一度報告いたします。高森陽一郎君10票、田中邦利さん2票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高森陽一郎君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

[議場を開く]

議長 高森陽一郎君がここにいますので告知いたします。副議長、あいさつをお願いをいたします。

[副議長登壇]

副議長 失礼します。ただいま皆様に御推挙いただきました高森陽一郎です。
議長の職責を側面から支え、議会の円滑な運営に努めさせていただきます。
御協力のほど、よろしく申し上げます。

〔副議長自席に戻る〕

議長 お諮りします。ここで休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時42分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定いたします。指定しました議席へ氏名標を持って移動をお願いをいたします。

すみません。その場で暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時46分

議長 それでは会議を開きます。ただいまお手元にお配りしました議席表のとおり指定をいたします。指定しました議席へ氏名標を持って移動をお願いをいたします。

議長 それでは引き続き、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番七原剛君、2番原田直幸君を指名します。

議長 日程第4「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長 日程第5「諸般の報告」を行います。議長として1件報告をいたします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成31年3月、4月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いをいたします。以上で、「諸般の報告」を終わります。

議長 日程第6「行政報告」を行います。町長からあいさつを兼ねて行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、議員任期最初の議会臨時会ということで12名全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまは、新議長に松下議員が、また新副議長には高森議員が着任がされました。誠にめでたうございます。新議長並びに新副議長には、今後の議会運営に向けての御活躍を御期待申し上げます。

時も早、桜のシーズンが終わり、5月端午の節句も過ぎて、風薫るすがすがしい季節となりました。

また、この5月1日からは、年号が令和となり、新たな時代を迎える時となりました。これからの時代が平和であり続け、また当町にとってもよき時代となることを願うところです。

先日、執行をいたしました設楽町議会議員一般選挙につきましては、定数12名に対し、立候補届出者が12名でありまして、公職選挙法に基づき投票を行うことなく当選人が決定されたところであります。議会議員となられた皆様は、町民から多方面にわたり大きな期待が寄せられ、その重責を背負われる立場になられたところであると思います。改めて、私から申し上げるまでもありませんが、お一人おひとりが大きな志と使命感を持たれ、住民を代表される権威ある立場に立たれたことに対し、改めて敬意を払うところでもあります。こうした重責を担われる皆様に、私からもぜひ今後の設楽町発展のために御尽力をいただきますよう御期待をさせていただきます。私ども町執行部といたしましても、今後、議会と協力をし、町の発展と町民の暮らしを守るために、よりよいまちづくりに努めてまいりたいと、決意を新たにいたしました。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず、第1点目は、「道の駅清嶺」についてであります。3月議会で工事請負契約の締結についてお認めをいただき、4月9日には改選前の議員の皆様のお出席のもと、安全祈願祭が執り行われました。なお、運営組織については、公募に切り替えて選定するよう、事務を進めております。昨年度、補正予算にてお認めをいただいた設立支援委託業務につきましては、専決処分で繰越明許費の設定をさせていただきます、契約期間を5月末まで延長するとともに、委託内容も見直しを行い、運営組織の募集等の詳細を固めることとし、6月中の募集開始をめざしております。今回の方針の変更については、地元区長の皆様にはすでに説明をさせていただきましたが、今後、町民の皆様にもお知らせをするように考えております。

次に、町道奥三河線、通称広域農道の通行止めについてであります。3月議会で報告をさせていただきましたように、道路上部の山林に大きな亀裂が見つかり、3月20日から全面通行止めとさせていただきます。対応を愛知県に相談をした結果、治山事業で調査を行っていただくこととなり、現在、発注準備をしているとのことです。調査はボーリングを行い、崩壊の影響範囲を調べるもので、期間は1年程度かかると予測されています。復旧作業は調査終了後になりますので、復旧までに思いのほか時間がかかることとなります。どうか御承知おきいただきたいと思います。

次に、第70回全国植樹祭が6月2日日曜日に、愛知県で開催がされます。

本県での開催は、40年ぶり2回目となります。当日は、愛知県森林公園で、新天皇皇后両陛下によるお手植えなどの式典が行われます。議員の皆様におかれましては、式典に出席いただきますとともに、新城市にある愛知県森林・林業技術センターで植樹活動をしていただきますので、よろしく御参加をいただきたいと思います。

本日は、専決事項の承認4件、補正予算1件のほか、監査委員の選任1件を上程させていただきます。慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 以上で、「行政報告」を終わります。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第7「常任委員の選任」を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務建設委員に七原剛君、今泉吉人君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延。文教厚生委員に原田直幸君、加藤弘文君、金田敏行君、金田文子君、伊藤武君、高森陽一郎君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名したとおり各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。各常任委員会の方は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行いその結果を報告願います。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。総務建設委員は委員会室、文教厚生委員は議員控室へお集まりください。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時29分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。各常任委員会における正副委員長の選任の報告がありましたので、御報告いたします。総務建設委員会委員長に今泉吉人君、副委員長に七原剛君。文教厚生委員会委員長に加藤弘文君、副委員長に原田直幸君が選任されました。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は委員会室へお集まりください。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 37 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 8「議会運営委員の選任」を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、土屋浩君、田中邦利君、高森陽一郎君を指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしましたとおり議会運営委員会の委員を選任することに決定をいたしました。議会運営委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行いその結果を報告願ひます。お諮りします。ここで休憩としたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。委員の方は委員会室へお集まりください。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 50 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議会運営委員会における正副委員長の選任の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員会委員長に金田敏行君、副委員長に田中邦利君が選任されました。

議長 日程第 9、承認第 1 号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第 1 号「専決処分の承認について」、説明します。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり本年 3 月 30 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めらるるものであります。本件につきましては、平成 31 年税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年 3 月 29 日に交付され、原則として平成 31 年 4 月 1 日から施工されることから、町の税条例においても所要な改正が必要となつたため、専決処分したものであります。今回の税条例における主な改正内容としましては、1 点目「ふるさと納税制度の見直しに伴う個人住民税の寄付金税額控除における指定制度の創設」、2 点目「個人住民税課税対象者に単身児童扶養者を追加するもの」、3 点目「軽自動車税のグリーン化特例の見直しによる三段階での改正」、4 点目「軽自動車税の賦課徴収に係る環境性能割の臨時的軽減措置規定の新設」などがありますが、今回の法律改正は、各事項により施行期日が異なりますので、施行期日や改正内容等に応じて第 1 条から第 5 条に分けて条立てで改正するものであります。なお、附則第 1 条で各改正規定の施行日を規定するとともに、第 2 条以下で町民税、固定資産税及び軽自動車税の改正に係る経過措置について規定しています。詳細な改正内容につきましては、財政課

長から説明します。

財政課長 それでは条例改正の説明をしたいと思いますが、本日、ただいまお配りしましたA4の「平成31年3月29日専決設楽町税条例等一部改正の概要」、A4縦長の3枚の綴りになっていると思いますけども、そちらで説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、副町長が説明しましたように、第1条から第5条までの改正です。で、副町長、今3月30日専決ということを行いましたけれども、正しくは3月29日専決ですので、よろしく願いします。

それでは、一部改正の概要に基づいて説明していきます。一番最初、第24条関係です。これは子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の対象の追加であります。具体的には、事実婚状態でなく児童扶養手当を受給、児童扶養手当を受給するということは事実婚状態でないことが条件ですので、児童手当を受給というのが条件としており、前年の合計所得金額が1,350千円以下の1人親、この方を単身児童扶養者というふうに呼ぶこととしておりますが、この方を個人住民税の非課税措置の対象者に加えるものであります。施行日は平成33年1月1日からです。ですので、平成32年の所得に基づく平成33年度の住民税から反映するということとなります。すみません。お断りしておきますけども、平成ということで説明させていただきますので、御理解ください。で、これに基づく関連する条例が36条の3の2、36条の3の3となっております。続きまして、34条の7です。これがふるさと納税制度の見直しに伴うものです。簡単に言いますと、制度の健全な発展に向けて一定のルールを設けるというものであります。具体的には、寄付金の募集を適正に実施すること。返礼品の割合を3割以下、かつ地場産品とする条件をクリアした団体への寄付金が総務大臣の指定により特例控除の対象となるものであります。施行日は本年度6月1日からで、来年度からは7月に地方公共団体が、県や市町村が総務大臣に申請、10月から1年間の指定、以後特例控除の対象とするためには、毎年度申請の手続きが必要となります。これに関連する改正が附則7条の4、附則9条、附則9条の2となっております。続きまして、36条の2です。これは制度の改正というよりも、申告書、個人の町民税に関する申告書の記載事項について一定の簡便な方法によることはできるものとしたものであります。関連する改正は36条の4となっております。続きまして、附則7条の3の2です。これにつきましては、消費税10%、引上げが予定されておりますが、引上げ後の住宅取得への反動減対策として、住宅ローン控除の控除期間を現行の10年から13年へ延長する改正と、適用手続きの要件緩和、申告書への記載要件を不要とするということに伴う改正であります。続きまして、附則10条の2です。これにつきましては、地方税の附則の改正に合わせる改正であります。続いて、附則第10条の3第6項、地方税附則の新設に合わせて新設するものです。続いて、附則第10条の3第7項から13項、政令改正等に合わせる改正と、条例の項ズレによる改正となっております。続きまして、附則第16条、16条の2、15条の2、15条の2の2、15条の6、以上5点の関係ですけれども、これは消費税10%

引上げに合わせた車体課税の大幅見直しに伴うものの一部であります。具体的には、平成29年4月から本来であれば環境性能割というのが導入予定される予定でしたけども、消費税率引上げの時期の変更に合わせて延期されて、本年10月1日から導入が開始されるものであります。それに伴う改正となっております。附則第16条です。これにつきましては、軽自動車税のグリーン化、グリーン化というのは環境への負荷の低減に資するための施策ということで、排出ガス及び燃費性能が優れた自動車の税率を軽減するものです。このグリーン化特例対象車両の重点化ということになっております。で、重点化ということで、今まではある程度燃費がいいとか、排出ガスが少ないという車も対象となっておりますけども、今後は電気自動車及び天然ガス自動車のみとするということとする基準の見直し、これにつきましては、平成33年度、34年度の登録車から適用となります。この見直しにつきましては、グリーン化の経過につきましては、今言った33年度、34年度の改正のほか、現行、今グリーン化の特例がありますけども、それを2年間延長するというのも合わせて行いますので、全体として3段階で実施するという形となっております。次の附則16条の2ですけども、附則16条の改正に伴い、賦課特例の特例を3段階で改正するものです。第1条と第3条は規定の整備、第2条は従来の軽自動車税を種別割とすることによる新設であります。3番目、15条の2です。附則15条の2は、消費税率引上げの対応として、本年10月から来年9月までの環境性能割の臨時的軽減規定のうち、非課税の規定を新設するものであります。4番目、第15条の2の2です。第15条の2の2は、第15条の2を新設したことによる条ズレで、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものであります。15条の6ですけども、同様に環境性能割の税率の2%を1%に減額する臨時的軽減の規定を新設するものとなっております。最後の2項目です。まず1つは、平成28年の改正条例第42号第1条の2の一部改正を行うもの。それから最後です。平成30年改正条例第9号の第1条並びに附則第1条及び第2条を法律改正に合わせて改正するものです。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 該当者へのお知らせはどのようになされますか。

財政課長 該当者といいますと、どの部分を指すのでしょうか。

6 金田 今1回聞いたきりなので、詳しい内容はわかりませんでした。例えば2%を1%に軽減というような言葉も出てきたりしたので、それから単身何でしたっけ、単身児童扶養者のことも追加があったりしたので、そういったそれぞれのことについてはどうなんだろうなという疑問です。

財政課長 単身児童扶養者につきましては、広報なり、これに関しては、基本的に国税の関係がありますので、国税の通知と合わせて該当者にお知らせするという形になると思われまして。ただ、まだ先の話ですので、この先、この児童手当受給者の方に児童扶養手当の通知の際に合わせてこれをお知らせするという可能性はあります。それから、環境性能割につきましては、こちら、要はですね、車を購入する際の話ですので、個人個人にお知らせ

せするというものではなくて、ディーラーのほうで、中古車屋さんとかそちらのほうで、車を買う際に説明があると思いますけども、町のほうとして、これこれこういう理由で軽減となりますという説明は予定しておりません。以上です。

議長 ほかにありませんか。

11 高森 すみません。議案書の4ページのところの下のほうの附則第30条のところにガソリン軽自動車とありますが、普通、軽でガソリンとなると主エンジンかあるいは電気自動車で発電機を軽エンジンにして走る、そういうのがあるんですが、ここにおけるこのガソリン軽自動車という分類は税制的には電気自動車の軽と、それからガソリン車の軽と、そういうふうな対比でこういう減免措置をされるのか。グリーン化に関してどういうふうな、それ規定があるのでしょうか。

財政課長 軽自動車につきましても、ガソリンの軽自動車と電気自動車とありますので、ガソリンという表記をさせていただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なし認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 私は、今回の税条例の改正についての専決処分の承認に反対する立場から討論をいたしたいと思っております。この税条例の改定はですね、消費税増税、これを前提にした車体課税の大幅改正ですとか、住宅ローン減税の延長などの影響緩和の措置が中心であると思っております。全体として、消費税増税のための改正となっているために、この承認に反対をするものであります。消費税増税は、前提としている景気回復の実感がありません。また、国民生活を破壊し、消費不況をさらに深刻なものにすることの心配があります。さらに社会保障に使われるのではなくて、法人税の減税に使われてきたことなど、安倍内閣の言う実施の根拠は破綻をしているわけでありまして、だいたい世間の消費税に対する認識が甘すぎる。日本経済が大破綻を招くかもしれない。我々の国民生活が本当に深刻なものになってしまうかもしれない。こういうことでありますから、これを、消費税増税を前提にして幾ばくか地方税法で緩和したとしても、その大きな被害は免れないわけでありまして、私はこの税条例の一部改定の専決処分承認には反対するものであります。以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 今泉 今、田中議員からいろいろ言われましたが、これは全部決められたものでなっております。消費税も上がることは、これはこれからのことがありますので、消費税の件で上がってきます。ですから、これは税条例に対しては、私は賛成と思っております。以上、賛成です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。承認第1号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。承認第1号は、承認されました。

議長 日程第10 承認第2号「専決処分の承認について」から日程第12 承認第4号「専決処分の承認について」までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第2号から第4号までの平成30年度補正予算3件に係る専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、いずれも別紙専決処分書のとおり平成31年3月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものであります。なお、3件ともそれぞれの予算に繰越明許費の追加、補正を計上するものでありますので一括で説明します。

承認第2号「専決処分の承認について」、専決処分書及び平成30年度設楽町一般会計補正予算（第8号）をごらんいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、先の3月議会初日及び最終日において平成30年度一般会計補正予算を可決いただきましたが、その後3件の事業で年度内完了が困難となったため、新たに繰越明許費として予算に定める必要が生じたので、一般会計補正予算（第8号）の第1条として第1表繰越明許費13,867千円を追加するものであります。なお、予算現額には増減はありません。具体的に、1点目の田口特産物振興センター修繕事業は、2階ホールの照明器具をLEDに更新するものですが、修繕部品の調達に時間を要したことにより841千円の全額を繰越したものであります。なお、本修繕事業は4月23日に完了しています。2点目の道の駅清嶺、仮称ですが、運営体制構築委託事業は、施設運営体制の調査、組織づくりの方策等の構築を委託業務で進めてまいりましたが、地元関係者との協議が不調となり業務内容及び運営組織づくりに変更が生じたことにより、施設の管理形態、運営組織等の公募に係る基準や要件等の詳細事項の調整等に時間を要するとともに、今後の運営組織のあり方、方向性に直結できるプランをまとめるため年度内完了が困難となり委託期間を延長して、委託料11,308千円の全額を次年度へ繰越したものであります。3点目の防災行政無線屋外子局電源装置修繕事業は、屋外子局の停電対策として購入しました発電機4台に対応するため、屋外子局の電源入力基板を修繕するものであります。他自治体を含め行政ニーズの高まりによる関連部品の調達に時間を要したため1,718千円の全額を繰越したものであります。なお、この修繕事業も4月25日に完了しています。

続きまして、承認第3号「専決処分の承認について」、専決処分書及び平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第4号）をお願いします。本件につきましては、先の3月議会初日に平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）において、水道管移設工事と更新工事の合計80,041千円を繰越明許費としてお認めいただきましたが、過疎地域代行下水道事業管渠布設工事に伴う水道移設補償費の精査及び工事出来高に係る部分払

い額の確定により、次年度に繰越す水道管更新工事費が繰越明許費の上限額を上回ったため、再度簡易水道特別会計補正予算（第4号）の第1条として、第1表繰越明許費の補正を予算に定める必要が生じたためであります。なお、補正後の繰越明許費の総額は60,007千円で、前回補正から20,034千円減額するものであります。

続いて、承認第4号「専決処分の承認について」、平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）をお願いします。本件につきましては、先の3月議会初日に平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）において水道移転補償費と管渠布設工事の合計209,325千円を繰越明許費としてお認めいただきましたが、簡易水道と同様、管渠布設工事に伴う水道移設補償費の精査及び工事出来高に係る部分払い額の確定により、次年度に繰越す管渠布設工事費が繰越明許費の上限額を上回ったため、再度公共下水道特別会計補正予算（第4号）の第1条として、第1表繰越明許費の補正を予算に定める必要が生じたためであります。なお、補正後の繰越明許費の総額は192,868千円で、前回補正から16,457千円減額する補正であります。3月議会終了後の補正予算に係る専決処分につきましては、大変申し訳ありませんでした。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 専決処分書ですね、理由のところ質問します。まず、第1点の田口特産物振興センターの関係ですが、関連部品の納入に時間を要したために繰越しをするんだということですが、この関連部品という、どういったような部品が納入されなかったのかと。LED関係の部品ですから、そういったものではないと思うんですが、納入が何で遅れたのかということと、契約がいつされておるのかということをお尋ねします。

同じように、3について、防災行政無線の屋外子局の電源装置修繕事業についても同じことをお尋ねします。部品調達が、納入に時間を要したということです。この1と2については、そのことについてどういうふうにするのか、町のほうは思っておられるのか。業者に対してどういうことを言っているのかということをお聞かせください。

それから、2の道の駅清嶺の関係ですが、道の駅清嶺（仮称）運営体制構築委託事業というふうになっておりまして、翌年度に繰越ということになっておりますが、これは当初予算の、というか補正予算であります。運営組織設立支援業務委託とどう違うのか。お示しをいただきたい。で、もし同じものであるということであると、その前提で質問をするわけですが、ほとんどの額が繰越しになっておるんですけども、ということは、補正予算で出した後、予算執行はないと、つまり活動もなかったというふうに理解すればいいのでしょうか。その点をお聞かせください。

産業課長 ただいま質問がありました特産センターの修繕事業につきましては、すみません、申し訳ないが、契約の日につきましては、ちょっと私ちょっと手元にありませんので、申し訳ありませんが、部品につきましては、LED照明自体、本体が納入が間に合わなかったということとなっております。

まして、それが4月になってから納入をされましたので、設置をさせていただいて、先ほど言いましたけれども事業のほうは4月23日に完了しております。

続きまして、2番目の道の駅に関しましては、活動はなかったのかというところの質問だったと思いますが、この質問につきましては、実はですね、業務の中では活動はしてございましたけれども、中の内容精査とか、去年の時点でその運営団体のほうが地元ではできないというところの方針を固めましたので、それからうちのほうで業者を選定するというところをどのようにしていくかというところを検討をしております、が今度入居していただける業者の方をどういうふうを選んでいくかというところを、今後検討していくために、方向が変わりましたので繰越明許で5月までさせていただいて、そこまでに業者選定の内訳を作るというところを考えております。

総務課長 3番目の防災行政無線屋外子局電源装置の話をしていただきます。昨年度の長期停電等で子局が使えないというような、そういった不具合をですね、解消するために、発電装置、発発を購入いたしました。で、屋外子局、特に重要な6基について、発発で稼働ができるようにという対応をするためには、実は子局自体についております制御盤を改修する必要があると。で、それに思いのほか時間を要したということになっております。で、契約の日にちですが、契約日は3月の18日に契約をしております。で、3月中の完成をめざしましたが納入が難しくなったという状況になりましたので、繰越明許をさせていただきました。以上です。

10 田中 要するに、契約がすごく遅いということが1つ。今の答弁でわかりましたが、何というか、町が注文して、契約して、その部品を納入してもらうのに、「ああ、遅れましたか。」「難しいですか。」「いいです。いいです。」では業務が成り立っていかないと思うね。で、なめられているとか、ズブズブになっているかもしれない。そこは気をつけていただかなければならないと。やっぱり設楽町の財務がきちんと行われていくという意味では、そんないいかげんな業者との関係ではやっぱりいけないと思います。

道の駅の関係で言いますと、私お尋ねしたのは、実は運営組織設立支援業務委託という補正予算では11,312千円なんですね。ところが、今度の道の駅清嶺運営体制構築委託事業では11,308千円で、4千円少ないんですが、たぶん同じものだという想定で、私質問しているのですが、これ同じものですよ。それで、そうすると、まるまる、4千円の差があるんですが、まるまる繰越しをしたということは、今まで予算執行がなかったと。予算執行がなかったということになると、当時の委託料として払う予定のものがすべて執行されなかったということですから、これは運営組織設立支援業務はいっさいやっていたというふうには受け取れますが、その点についてはどうですかというお尋ねをしています。

産業課長 質問にありました業務につきましては、しております。その中でしていない部分、全体の部分から、この業務はしてある、してないというところがありまして、してない部分につきましては、アドバイザーの報酬と

かっていうところがあるんですが、そういう部分につきましてはしていませんので、そこの中に入る飲食店の経営とかというところのアドバイザーの契約なんです、そういうところは、結局その委員会の方がやらないというところになりましたので、契約をしておりません。そういうところにつきましては、減額をさせていただいて、ほかのところの交通量調査とかそういうところもありましたので、そういうところにつきましては完了しております。で、金額につきましては、これ、全額を繰越明許させていただいて、してない部分につきましては、できなかった部分がありますので、その部分を新たな業者を選定するための事業のほうへ持っていきまして、変更の内容にさせていただいて、事業を完了するものと考えております。

10 田中 今の説明によりますと、この11,308千円の中で、もうすでに執行したのものもあるというふうな、こう御答弁だったと思うんですけども、普通予算は執行前に予算を計上するんですけども、繰越明許費については執行したのものも含めて繰越明許するんですか。

財政課長 現実的には業務は動いていますけれども、お金のほうの支払いは業務が全体が完了してから支払うという契約になっておりますので、すべてが完了した時点でお金は支払うと。そのためには、全体事業費を繰越す必要がありますので、全体を繰越しているということになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9 山口 ちょっと回答が釈然としませんが、31年度に、30年度ですか、補正で立てた予算が執行されずに繰越明許という形になったわけでありまして、今の課長の説明を聞いておりますと、道路交通調査だとか、いろんなものでもう執行されておるにも関わらず、すべてが終わらないと支払いはしないという、今契約がそうなっておるとお聞きしました。それで、要は、当初の目的でありました運営組織の設立準備に対するアドバイザーを踏まえた補正の承認を、私たちはしたわけでありまして、これについて、記載のとおり不調となって執行がとどまっておるわけでありまして、であるなら、最初からの根底が崩れてまいりますので、この繰越しする金額云々については説明のとおり受け止めたとしても、この金額が今後変わってくるというふうに、我々は受け止めて、新しく立ち上げますよという解釈をすればよろしいでしょうか。

産業課長 今質問ありましたことなんですが、法人の設立の準備のために地元の方が委員としておられまして、その方たちができないというところでしたので、そのできないところの部分に補うんじゃないですが、新しい入居していただける事業者を選定するためのところに切替えて予算を延ばすというところになっておりますので、御承知ください。

9 山口 説明で言われることはわかりますけど、その内容が私は理解がしかねると。もう少し具体的な内容で、根拠がないと、「そうですか。じゃあ繰越しで心引き締めてやってきましょう。」という姿勢は充分わかりますけど、年度またいでもっていくいきかたが繰越明許するなら、もう3月時点で臨時議会で説明がありましたので、その時点でもできたはずであります、なんかちょっと内容的に説明が非常に苦しい説明を私たちは受けてい

るわけですけど、ありのままをぼんと出していただいて、ありのままに私たちが受け、そして切替えしながらよりよい道の駅を作っていたらどうかと思いますので、この道の駅につきましては、なんか明確な回答は得られないということに不満を感じます。何か補足がございましたらお願いしたいと思います。

副町長 先ほど課長からも申しましたように、当初の委託契約の業務内容ですね、業務内容をこちらから示して契約して、補正予算を認めていただいて契約したわけですけど、先ほど説明しましたように、当初めざしていた会社組織ですね、会社組織を作っていくという目標を持って地元の人たちに、進めるために協議をしていただいてやってきたわけですけど、結果的には会社組織を作ることができないということになりましたので、ただそれまでに先ほど言いました道路の車両調査とか、マーケティング調査とか、そういうものは当然当初の仕様書の中に入っていましたので、それらについては、最低必要なことですのでそれは実施してきました。ただ、当初会社組織を作るためにどういう準備をしていくかというところで、専門的な業者の力をいただいてやっていくというところの部分が、方向が変わってますので、やれなかったことは当然ながら委託の仕様書のほうで変更していますので、そちらについての精査を当然行っていくわけですが、もう1点、その方向転換において、再度委託内容の変更ということで仕様書のほうこちらから示して、本体工事が契約が締結するという前提でもってですね、残り2年でオープンするためにじゃあどのように運営組織を今後作ってスムーズに移行できるかというところの部分ですね、それについてもっと細かく精査する必要があるということで、本来であれば3月の議会の初日に出せるとよかったんですけど、なかなかまだその時点では至ってなくてですね、詳細な今後の方向性、町が業者から求める成果等の部分について、しっかり精査していく必要があるということで、今回繰越明許費として延長させていただいたわけですが、根本的な部分としては特に変わったわけではなくてですね、いかにして道の駅ができたときに運営組織として運営ができるようにという、その具体的なプランをきちっと作っていただくというのが、我々が業者に求めているものでありますので、その成果について5月中に当然出していただきます。それと合わせてですね、「今までやってきたこと。」、「やろうと思ったけどできなかったこと。」、「そのあと方向転換でやるべきこと。」、それらについての経費については、今一度詳細に業者と詰めて精査をして最終的な変更契約をもう一度結んで最終的な完了というところに持っていきたいと思いますので、もう今しばらく時間をいただきたいと思います。

9 山口 3回目の質問で、最後の質問、また要望を兼ねるかもわかりませんが、臨時会の後、新聞にでかでかと載ってしまいました。町民の皆さんも周知のごとくこの件に関しては関心が非常に高いものをもっておられる方が結構おります。そういうような中で、慎重に慎重を期して、やはりせつかく作る道の駅ですから気持ちのいい、そして将来に希望を持てるようなしっかりしたものを作っていただきたいと、そのように思います。今、副町長

が述べられましたように、今後精査しながら、詳細な内容を議会にお伝えしたいという言葉強く信じまして、よりよい方向を期待し、私の質問とさせていただきますが、何か補足がございましたらまた付け加え、情報をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第2号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。承認第2号は、承認されました。

議長 承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 承認第3号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第3号は、承認されました。

議長 承認第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第4号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第4号は、承認されました。

議長 日程第13、議案第46号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第46号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」につい

て、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 36,072 千円を追加し、予算総額を 7,106,910 千円とするものであります。このたびの補正予算は、新年度予算編成の際、国において施策の詳細が定まっていなかった緊急風しん抗体検査等事業及びプレミアム付商品券事業の 2 件についてですが、国からの施策の内容、財政措置等が示されましたので、速やかに事業に着手し、事業目的、生活支援及び経済効果が発揮できるよう、6 月議会定例会における補正予算を前倒しで計上し、議会へ上程させていただくものであります。それでは歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書 6 ページ、7 ページをお開きください。4 款衛生費 1 項 2 目予防費にかかる緊急風しん抗体検査等事業の概要につきましては、予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、本年度から令和 3 年度までの 3 ヶ年を時限とする国の風しん感染拡大防止の追加対策として、抗体保有率の低い世代とされる昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象者とし、風しんの抗体検査及び予防接種を全額助成で実施するものであります。補正予算計上時点の該当者総数は 403 名であります。本年度においては、昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた男性対象者 154 名のほか、次年度以降の該当者で本年度の検査を希望される方を 20 名と見込みまして、合計 174 名を見込んで積算をしています。補正予算の詳細を説明しますと、11 節需用費は対象者への抗体検査クーポン券の作成費用であり、12 節役務費は該当者へのクーポン券及び抗体検査受診票等の郵送料 15 千円と 174 名の抗体検査費及び抗体未保有者見込みを全体の 20%程度と見込みまして、その 35 名の予防接種にかかる審査支払いに要する国保連合会への手数料であります。13 節委託料は、東三河自治体の共同調達による健康管理システムの改修費で、19 節負担金補助及び交付金は該当者 174 名分の抗体検査及び 35 名分の予防接種に要する費用を計上しています。なお、抗体検査及び予防接種の実施機関は、全国の実施委託を受けた医療機関及び健診機関であります。続きまして、6 款 1 項商工費 1 目商工総務費にかかるプレミアム付商品券事業の概要につきましては、この対象者は町民税非課税世帯者 1,036 名及び 3 歳未満児 60 名の保護者、合計 1,096 名と見込みまして、額面 25 千円の商品券を当該対象者に対し 20 千円で売払うもので、町が執行する全額を国庫補助金及び売払い収入で賄う事業であります。3 節職員手当等は事務にかかる時間外勤務手当で、11 節需用費は商品券の印刷をはじめ啓発のポスター、ちらし、登録店のステッカーを作成する印刷製本費及び支給事務に要する消耗品費であります。12 節役務費は対象者への案内通知等の郵送料で、13 節システム開発等委託料は東三河共同で実施し、商品券作成にかかる非課税者システムの開発及び住基データからの抽出をするためのシステム改修に要する費用であります。またプレミアム付商品券関連事務委託料は、先ほど説明しました 1,096 名分にかかる 25 千円の商品券総額に実施店舗募集事務、説明会の実施及び換金とりまとめ事務の費用を加算して委託するものであります。19 節負担金及び交付金は東三河共同のシステム改修における会議負担金であります。続きまして、歳入について説明書の 4 ページ、5 ページをお願いします。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目衛生費国庫補助金は、歳出の風しん抗体検査にかかるシステム改修費、抗体検査費用等に対し補助率 2 分の 1 で計上しています。なお、残る 2 分の 1 は、自治体の自主財源であります。また予防接種費は、補助金の対象外であります。今年度は 90% を特別交付税で措置がされます。8 目商工費国庫補助金はプレミアム付商品券にかかる国庫財源で、上段の事業費補助金は額面 25 千円から本人負担額 20 千円を差引いた町負担分 5 千円に対し 1,096 名分を乗じた額を計上し、事務費補助金は歳出総額から事業費補助金及び商品券売払い収入を差引いた全額を計上しています。19 款繰入金 2 項基金繰入金 4 目 1 節財政調整基金繰入金は、歳出の緊急風しん抗体検査等事業費から国庫補助金額を除いた一般財源分に充当するものであります。21 款諸収入 4 項雑入 4 目雑入 23 節商工総務費収入は支給対象者 1,096 名に 20 千円を乗じた額を売払い収入として計上したものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 46 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 加藤 緊急の風しん抗体検査等の事業について予算が補正されていくわけですが、国の対応として、昭和 37 年から昭和 54 年までの男性についての抗体検査とそれから予防接種というふうなところでの対応は今お聞きしたところなんですけれども、前回の一般質問のほうで、妊娠を希望する夫婦についてのそうした措置を町独自でやってはどうかというふうな話をさせていただいたところです。その回答も前向きであったというふうに考えておるわけですが、風しんの抗体検査とそれから予防接種の助成について、町独自の対応について再度この予算の中でできているのかいないのか、ちょっと明確でないので、そこのところをお答えをいただきたいのと、この年齢でいうと 40 歳から 57 歳くらいまでということ、ちょうど妊娠をする時期からいうと、ちょっと遅い感じがするわけですが、そういう意味でもそうした世代を網羅するような制度にぜひしていただきたいと思うんですが、そのへんどうでしょうか。以上です。

保健福祉センター所長 今回の緊急風しん対策事業につきましては、抗体化の低い年代層を対象に男性にやるものなんですけれども、そのほかに妊娠を希望される御夫婦、それからですね同居者の方という方に対しては、県のほうで抗体検査の補助があります。それに伴って抗体が低い人に対しては、設楽町で予防接種の助成を行うこととなります。

3 加藤 そうした対応がされていることですが、町のほうで予防接種の助成というのはどの程度される予定で進んでいるのか、教えてください。

保健福祉センター所長 予防接種にかかる費用がですね、ちょっと単価が病院によって違うかと思うんですけれども、5 千円を補助するという形になります。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 5 ページのプレミアム付商品券の件についてお尋ねをします。なんでこのプレミアム付商品券を出すかということ、消費税増税で、景気が、増税の日から以降、景気が大変落ち込むということが言われているので、

その対策であるということ。同時に消費税の増税に対する影響を低所得者や子供さんを抱える家庭に対してその負担を緩和するというところでやると思うんですけども、20千円で消費不況なんか解決できるのかという、そもそもの疑問ありますし、20千円でですね、消費税の大きな影響を緩和できるかという、そうとも言えない。いうふうに思います。で、対象者でありますけれども、購入できる人、このプレミアム付商品券を購入できる人は、0歳から2歳までの子育て世帯、それから住民税非課税世帯、低年金の受領者世帯、いうふうになっておりますが、この、それぞれの件数、教えてください。

それからもう1点、プレミアム付商品券ができる範囲は、これ明らかだかもしれませんが、その使用できる地域的な範囲はどこまでなのか。それから期限があります。この期限は、どういうふうに設定されているのか。以上。

産業課長 ただいま質問ありました非課税世帯と、0歳から2歳につきましては約60名。生まれる方もいらっしゃいますので、約60名というところで考えておまして、あと非課税のほうはですね、今までの調査でいくと1,036名を予定しております。

それとあと期限につきましては来年の2月。本年度中に事業完了しないとだめというところになっておりますので、来年の2月までに完了し精算をする。3月で精算するというところになっております。

10 田中 質問を繰り返しますが、まずその低年金者世帯はただいま言われている1,036人の住民税非課税世帯というふうに言われた人たちに含まれておるのか、どうなんでしょうか。それから使用できる範囲とお聞きしておるのは、設楽町内ではこのプレミアム付商品券は使えないと思うんですね。例えば幼児世帯、「ミルク欲しい。」って言っても、たぶん町内ではミルク買えないというふうになるかと思うんですが、その範囲。

それから10月に増税されますから、その10月からオリンピックの年の6月までがその使用期限だというふうに聞いております。つまり20千円出して買うんですけども、なかなか範囲も限定されているし、それから期間もないから買った方がいいがそのまま使わずに済むということが往々にしてあるじゃないかという心配がありますが、その点はどうでしょう。

産業課長 店舗の範囲につきましては、商工会と連携をしまして店舗のほうを指定いただくというところになっておりますので、通常、前回行いましたプレミアム商品券と同じ店舗になると思います。町内の事業者というくくりになっておりますので、町内の事業者でしかできませんので御承知ください。

あと、10月の関係でやっていくんですが、期間につきましては、先ほど言った6月なんですが、事業完了が本年度中というところで聞いておりますので、2月についていうところで、事務のほうとしてはそういうふうに聞いておりますので、2月までに完了するというところになっております。商品券が使える時期は、来年の2月までという、2月いっぱいまでという考えでおります。これは事務の会議のほうに行くと、3月中までに完了し

ていただきたいという回答になっておりますので、うちのほうでは2月末というところになっております。

10 田中 私、2020年の6月までというふうに聞いておりましたが、2月までだということになりますと、4ヶ月の間に使わなければならない。その点、従来の商品券とちょっと期間が短いような気がするんですが、そこらへんは買って使わずに損したということがないように、どんなふうな周知をされますか。

産業課長 今までの商品券ですと、一括購入というところになっておりましたが、今回の商品券につきましては5千円を4回ですかね、というところの購入もできるというところになっておりますので、「この月に5千円分買います。」とかいうこともできますので、そのところで調整を御本人にとっていただくという方式になっております。

議長 ほかにありませんか。

8 土屋 このプレミアム付商品券について、普通の商品券もちょっと合わせてお聞きをしたいわけですが、私たちも町内消費を常々言うわけですから、大変商品券を使っていただくのはありがたい話なんです。今役場のほうでも、いろんところで、例えばのししやシカの捕獲の奨励ですか、それも商品券になったり、いろいろなもの商品券で使っていただいています。で、大変難しい問題で商品券があるので町内で消費をされるという側面もあるわけですが、使っていただく店の方に聞くとですね、商品券を換金するとき手数料とられるということなんですね。で、あまりこの商品券を使っていただくことを喜ばれないというような話も聞くわけですが、このプレミアム付商品券については、換金するときの手数料というのは、この関連事業事務委託の中に含まれているという理解でよろしいですか。

産業課長 その手数料につきましては、すべてこの中に入っておりますので、御承知ください。

8 土屋 はい、わかりました。でですね、今ちょっとその話をしたのですが、町内消費をさせていくということは大変重要なことだと思っております。思っておりますが、たぶん、こう何て言うのですかね、利益率の低い方にとってですね、5%手数料とられるというのは、たぶんかなり大きな話だと思うんですね。でもこれがないと、町内消費に繋がらないという側面もあるわけですから、大変難しいところですが、何かひとついろいろなことを考えていただきたいなというふうに思います。

議長 お諮りをします。12時を過ぎて引き続き会議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、12時を過ぎても会議を行うこととします。

続きまして、ほかに御意見ありませんか。

2 原田 すみません、プレミアム付商品券のことについて質問をさせていただきます。先ほどの説明の中でですね、受給資格者は高齢者の非課税世帯というふうになっていたというふうに思いますけれども、例えばですね、同じ年金額をもらっていた高齢者が2人いる場合ですね、お1人は単身世帯

で受給資格がある。もう1人はですね、子供と設楽町に同居している場合について、子供が課税されているので受給資格がないという状況になるというふうに思います。設楽町にですね、同居している人のほうが不利を被るという状況になることになってしまうんじゃないかと思いますのでですね、ぜひですね、高齢者自体がですね、非課税ならですね、支給対象者としていただけるような制度にならないのか。国の制度だということをよく理解はしておりますけれども、そのへんの考えをお聞きしたいと思います。

産業課長 ただいま質問にありました非課税世帯というところは、国の基準で決まっております、それ以外のところにつきましては今のところ、今回補正にあげたところでは入っておりませんので、この件につきましては今即答できませんので、町長、副町長並びに各関連各課とですね、相談しながら、相談と検討をさせていただきたいと思います。

2 原田 ぜひですね、一緒に住んでいる人たちが住んで良かったような形にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3 加藤 関連で、プレミアム付商品券のことですけれども、住民税非課税世帯が1,036世帯あるということで、ちょっと私のほうの認識不足だったなど。これは予想数ではなくて、実数というふうで報告されているということですね。全世帯数に対する比率が非常に高いので、「こういうふうなんだ。」というふうに、改めて認識をしたところですが、御説明願えればと思います。

それから、商工費の中のプレミアム付商品券関連事務委託28,305千円ということで、補助金のほとんどが、予算のほとんどがここに使われるわけですが、これは関連事務委託というのはどんな仕事をどこに委託して、まだ委託は済んだらいいのかもわかりませんが、どんな仕事をどこに委託しているのかというところが、金額が大きいくだけに気になるのですが、教えてください。

産業課長 先ほど言いました世帯数と言いましたが、実はこれは人数です。非課税の世帯の中的人数ですので、夫婦2人いますと2人になるので、世帯数としては1,000ではありませんので、もう少し、もっと少ないと思われます。夫婦お二人でいると1世帯なんですけど、2名なので、この先ほど言った1,036というのは人数ですので、御承知おきください。

それからですね、もう1点、先ほど事務委託費の件につきまして、28,000千円というところの金額になっておりますが、これにつきましては、商品券分がここに載っておりますので、それが25,900千円ほど載っております、あと残りの部分が商工会のほうに委託する事務委託というところで860千円ほど載っておりますので、その金額となっております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 46 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。東三河広域連合議会議員の選挙が必要となっております。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 14 とし、議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。議案を配布いたします。

〔選挙第 3 号「東三河広域連合議会議員の選挙」を配布〕

議長 日程第 14、選挙第 3 号「東三河広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

お諮りします。ここで休憩したいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午後 0 時 08 分

再開 午後 0 時 15 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。東三河広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

議長 ただいまの出席議員は 12 名です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人を 1 番七原剛君、2 番原田直幸君を指名します。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

議長 用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

議長 配布漏れなしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長 投票漏れはありませんか。

（なし）

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1 番七原剛君と 2 番原田直幸君、開票の立会をお願いをいたします。

〔開票〕

議長 選挙の結果を報告します。投票総数 12 票、得票総数 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち土屋浩君 5 票、伊藤武君 5 票、田中邦利君 2 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、

土屋浩君、伊藤武君が東三河広域連合議会議員に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

議長 土屋浩君、伊藤武君がここにいますので告知をいたします。

議長 お諮りします。北設広域事務組合議会議員の選任が必要であります。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 15 とし、議題といたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。議案を配布します。

〔選挙第 4 号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配布〕

議長 日程第 15、選挙第 4 号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を議題といたします。設楽町選出の北設広域事務組合議会議員が欠員となっております。北設広域事務組規約第 5 条第 3 項の規定では、「組合議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた組合町村の議会は、補欠選挙を行わなければならない。」となっております。残任期間は、令和 4 年 9 月 18 日までです。設楽町から選出する組合議員数は 2 名です。

お諮りします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

9 山口 慣例でいきますと、議長と文教厚生委員長が議員として出ておりますので、推薦で皆さんの同意を得れば、ここで決めたいかがでしょうか。

議長 9 番山口君から意見が出ましたが、皆さん御賛同いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。それでは異議なしと認められましたので、北設広域事務組合議会議員に松下好延と加藤弘文を指名いたします。当選人といたします。定めることで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。ここに当選人が 2 名おりますので、告知をいたします。

議長 「設楽町監査委員の選任について」、1 名選出です。暫時休憩といたします。

休憩 午後 0 時 25 分

再開 午後 0 時 28 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、町長から「設楽町監査委員の選任について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 16 として、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 16 として、議題にすることに決定しました。

〔「設楽町監査委員の選任について」配布〕

議長 地方自治法第 117 条の規定により、山口伸彦君の退場を求めます。

〔山口伸彦議員退場〕

議長 追加日程第 16、同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」を、議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」、下記の山口伸彦議員を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。山口議員の生年月日、住所については記載のとおりであります。上程理由としましては、任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要が生じたためであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。同意第 3 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

議長 起立全員です。同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

山口伸彦君の入場を許します。

〔山口伸彦議員入場〕

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、山口伸彦議員の選任に同意することに決定されたので告知します。

議長 お諮りします。先ほど、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、日程 17 とし、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の件を日程に追加し、日程第 17 として、議題にすることに決定しました。

〔継続調査申出書配布〕

議長 日程第 17 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 これでは本日の日程はすべて終了しました。これで会議を閉じます。
閉会 午後0時33分